

第 6 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成31年2月26日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第6回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成31年2月26日(火曜日)

午前9時58分開議

午前11時16分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成30年度熊本県一般会計補正予算(第7号)

議案第4号 平成30年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)

議案第5号 平成30年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)

議案第6号 平成30年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算(第2号)

議案第11号 平成30年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第22号 平成30年度都市計画事業の経費に対する町負担金(地方財政法関係)について

議案第27号 工事請負契約の変更について

議案第28号 工事請負契約の変更について

議案第29号 工事請負契約の変更について

議案第30号 工事請負契約の変更について

議案第31号 工事請負契約の変更について

議案第32号 工事請負契約の変更について

議案第33号 工事請負契約の変更について

議案第34号 工事請負契約の変更について

議案第35号 工事請負契約の変更について

議案第36号 工事請負契約の変更について

議案第39号 専決処分の報告及び承認について

議案第40号 専決処分の報告及び承認について

議案第41号 専決処分の報告及び承認について

議案第42号 専決処分の報告及び承認について

議案第43号 専決処分の報告及び承認について

議案第44号 専決処分の報告及び承認について

出席委員(8人)

委員長 増 永 慎一郎

副委員長 河 津 修 司

委員 城 下 広 作

委員 井 手 順 雄

委員 森 浩 二

委員 山 口 裕

委員 山 本 伸 裕

委員 高 島 和 男

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 宮 部 静 夫

総括審議員

兼河川港湾局長 永 松 義 敬

政策審議監 平 井 宏 英

道路都市局長 上 野 晋 也

建築住宅局長 上 妻 清 人

首席審議員

兼監理課長 藤 本 正 浩

用地対策課長 馬 場 一 也

土木技術管理課長 田 尻 雅 裕

道路整備課長 亀 崎 直 隆

道路保全課長 勝 又 成 也

都市計画課長 坂 井 秀 一

下水環境課長 渡 辺 哲 也

河川課長 竹 田 尚 史

港湾課長 松 永 清 文

砂防課長 中 山 雅 晴

建築課長 松野秀利
営繕課長 重松隆
住宅課長 小路永守

事務局職員出席者

議事課主幹 岡部康夫
政務調査課主幹 福田孔明

午前9時59分開議

○増永慎一郎委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第6回建設常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に4名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審議を行います。

議案等については、執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

まず、土木部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、宮部土木部長。

○宮部土木部長 それでは、今定例会に提案しております議案の説明に先立ちまして、最近の土木部行政の動向について御報告申し上げます。失礼して着座にて説明させていただきます。

まず、南九州西回り自動車道につきましては、今週末の3月2日に、津奈木インターチェンジから水俣インターチェンジまでの約5.6キロメートルが開通いたします。

この開通により、アクセス性を生かした地域産業の活性化や観光振興など多方面にわたる効果が期待されます。

引き続き、幹線道路ネットワークの早期整備に取り組んでまいります。

次に、2020年度の開通に向けて整備が進められています国道57号北側復旧ルートにつきましては、去る2月23日に二重峠トンネル内で全線貫通式が開催されました。

二重峠トンネルの着工からわずか1年8か月という驚異的な速さでの貫通であり、熊本地震からの復旧、復興に向けて大きな弾みになるものと考えております。

引き続き、国と連携し、阿蘇へのアクセスルートの早期回復に取り組んでまいります。

次に、平成28年4月の熊本地震により被災し、全面通行どめが続いていた県道八代不知火線の横江大橋につきましては、復旧が完了し、2月2日に開通いたしました。

横江大橋の開通により、物流や地域産業が活性化し、八代地域のさらなる発展が期待されます。

続きまして、平成13年度から進めてきたJR鹿児島本線・豊肥本線連続立体交差事業につきましては、昨年3月の全線高架切りかえ以降、熊本駅舎の整備を進めてまいりました。そして、今月完成する運びとなりました。

完成に伴い、3月16日に駅舎完成記念式典を開催いたします。

次に、八代港のクルーズ拠点整備につきましては、去る1月30日、県が整備する駐車エリアの造成工事に着手いたしました。

引き続き、国、県及びロイヤル・カリビアン社の3者で連携して、来年4月の供用開始に向け全力で取り組んでまいります。

それでは、今定例会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

今回提案しております議案は、平成30年度補正予算関係議案5件、条例等関係議案17件でございます。

補正予算の概要について御説明いたします。

初めに、去る2月7日に成立した国土強靱化や防災・減災などに係る国の2次補正予算

では、熊本高森線4車線化や土地区画整理事業、災害公営住宅整備事業など、熊本地震からの復旧、復興に要する事業を初め、市町村を含む県内への補助事業配分額が、全国3位、九州では1位という結果になりました。

これもひとえに、委員の皆様の方強い御支援と御協力によるものであり、この場をおかりいたしまして、御礼を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、国庫内示による事業費確定に伴う補正及び先ほど申し上げました国の補正予算への対応等として40億4,700万円余の増額補正をお願いしております。

また、143億3,600万円の繰越明許費の追加設定をお願いしております。

次に、条例等議案につきましては、都市計画事業の経費に対する町負担金について1件、工事請負契約の変更について10件、専決処分報告及び承認について6件の計17件の御審議をお願いしております。

以上、総括的な御説明を申し上げますが、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

今後とも、復旧・復興事業等の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

○増永慎一郎委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料として、建設常任委員会説明資料1冊を準備しております。

資料の1ページをお願いいたします。

平成30年度2月補正予算について御説明いたします。

今回の補正予算は、国庫内示による事業費確定に伴う補正及び防災・減災、国土強靱化

のための国の補正予算への対応などとして、40億4,700万円余の増額補正を計上しております。

上の表2段目の今回補正額ですが、一般会計の普通建設事業で、補助事業として45億3,500万円余の増額、県単事業として26億6,600万円余の減額、直轄事業として19億3,900万円余の増額、災害復旧事業で、補助事業として16億6,800万円余の減額、県単事業として5,700万円余の減額、直轄事業として29億9,000万円余の増額、投資的経費計としまして50億7,300万円余の増額となります。

消費的経費としまして4億400万円余の減額を計上しており、一般会計計としましては46億6,800万円余の増額となります。

右側の特別会計としましては、投資的経費として5億2,900万円余、消費的経費としまして9,100万円余の減額を計上しており、特別会計計としましては6億2,100万円余の減額となります。

一般会計、特別会計を合わせた補正予算額は、右側合計欄2段目のとおり、40億4,700万円余の増額となります。

次に、2ページをお願いいたします。

平成30年度2月補正予算総括表でございます。

一般会計及び特別会計ごとに、各課の補正額とともに、右側に今回補正額の財源内訳を記載しております。

今回補正額の財源内訳の最下段をごらんください。

国庫支出金が11億7,300万円余、地方債が46億4,200万円の増額、その他が41億1,800万円余の減額、一般財源が23億5,000万円余の増額でございます。

以上が土木部全体の補正予算でございます。

次に、監理課の補正予算について説明いたします。

3ページをお願いいたします。

このページ以降、各課の補正予算の詳細を記載しております。

表左から4列目の補正額について説明いたします。

2段目の職員給与費につきましては、職員給与費または事業費の職員給与費として全ての課に出てまいりますので、監理課から代表して説明させていただき、各課からの説明は割愛させていただきます。

職員の給与費は、当初予算では、前年度末の退職予定者を除く在職職員で年間所要額を計算し予算計上しているため、今回の計算では、平成30年4月1日以降の人事異動、組織見直し、職員の新規採用等による人員の変動に伴う給与の増減等を計上しております。監理課関係分としましては4,800万円余の増額でございます。

なお、記載はしていませんが、土木部全体の職員給与費は61億5,300万円余となります。

次に、3段目、管理事務費ですが、1億1,700万円余の減額でございます。これは、右の説明欄記載のとおり、都道府県や市町村からの派遣職員の人件費に係る負担金でございます。いずれも所要額の確定に伴う補正となっております。熊本地震に係る都道府県派遣職員負担金については、当初予算において平成29年度の派遣人員をもとに予算化を行っていることから、2月補正予算において実際の派遣人数の所要額を算定し、1億5,000万円余の減額となっております。以降、各課の予算においても、熊本地震関連に伴う都道府県及び市町村からの派遣職員の人件費に係る負担金が計上されておりますが、同様に所要額に合わせて計上しておりますので、各課からの説明は割愛させていただきます。

なお、記載はしていませんが、土木部全体で1億7,500万円余の減額となります。

次に、6段目、建設産業支援事業費でござ

いますが、事業費の確定に伴う減でございます。

以上、監理課の補正としましては、表左から4列目の補正、最下段のとおり、7,300万円余の減額となります。

この結果、補正後の予算総額は、表左から5列目の最下段のとおり、10億9,800万円余となります。

監理課からは以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○馬場用地対策課長 用地対策課です。

説明資料5ページをお願いいたします。

まず、一般会計です。

3段目の収用委員会費につきましては、収用委員会の運営に要する委員報酬や不動産鑑定、物件調査等の費用を計上していますが、見込んでおりました事業の裁決申請がなかったことなどから、不用となった物件調査費用など、1,700万円余を減額するものです。

また、4段目の土地収用法等事務費は、知事が行います市町村事業等に対する事業認定手続のために、事業認定審議会や公聴会の経費を計上していますが、本年度は、手続の見込みがなくなりましたので、50万円余を減額するものです。

一般会計の補正の総額は、最下段に記載のとおり、合計で1,700万円余の減額となり、補正後の予算総額は9,100万円余となります。

続きまして、6ページをお願いいたします。

用地先行取得事業特別会計です。

1段目の道路新設改良費につきましては、熊本天草幹線道路・本渡道路の用地補償費を計上していますが、今年度の執行額が確定いたしましたため、不用となる900万円を減額するものです。

4段目の元金及び5段目の利子につきましては、熊本天草幹線道路、県道熊本高森線の

2つの事業に係る起債償還元金及び利子を計上しておりますが、今年度の執行額が確定しましたため、不用となります元金3億3,200万円、利子400万円余を減額するものです。

最下段に記載のとおり、合計で3億4,500万円余の減額となり、補正後の予算総額は20億5,300万円余となります。

用地対策課は以上です。

よろしくお願ひいたします。

○亀崎道路整備課長 道路整備課でございます。

今回の補正予算に計上しております予算のうち、主なものを御説明いたします。

9ページをお願いします。

3段目の国直轄事業負担金でございますが、表左から4列目のとおり、10億4,200万円余の増額となっております。これは、国の事業費確定に伴う県負担金の増でございます。

次に、下から2段目の道路改築費でございますが、これは、国庫内示による事業費の確定に伴う減でございます。

最下段の地域道路改築費でございますが、29億9,600万円余の増額となっております。

右の説明欄をごらんください。

内訳としましては、通常分として、国庫内示による事業費の確定に伴う1億4,300万円余の減、国補正分としまして、国道445号ほか5カ所、県道稲生野甲佐線ほか6カ所について31億4,000万円の増となっております。

10ページをお願いします。

2段目の道路施設保全改築費の橋梁補修分でございますが、3億5,200万円余の増額となっております。

右の説明欄をお願いします。

内訳としましては、通常分として、国庫内示による事業費の確定に伴う2億4,700万円余の減、国補正分としまして、国道218号湖北橋ほか14カ所について6億円の増となって

おります。

以上、道路整備課の補正といたしまして、表左から4列目の最下段のとおり、36億6,300万円余の増となります。この結果、補正後の予算総額は、表左から5列目の最下段のとおり、269億3,800万円余となります。

道路整備課からは以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

○勝又道路保全課長 道路保全課でございます。

今回の補正予算に計上しております予算のうち、主なものについて御説明いたします。

12ページをお願いします。

上から3段目の道路施設保全改築費でございますが、表左から4列目のとおり、17億3,100万円余の増となっております。

内訳としましては、通常分としまして、国庫内示による事業費確定に伴う11億6,700万円余の減、国補正分としまして、国道266号ほか110カ所について28億9,800万円余の増となっております。

この結果、道路保全課の補正後の予算総額は、表左から5列目の最下段のとおり、179億2,200万円余となります。

道路保全課からは以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

○坂井都市計画課長 都市計画課でございます。

計上しております補正予算のうち、主なものを御説明いたします。

14ページをお願いします。

上から1段目の連続立体交差事業費でございますが、表左から4列目のとおり、3,800万円余の減額を計上しております。これは、国庫内示による事業費確定に伴う減額でございます。

次に、上から4段目の土地区画整理事業費でございますが、表左から4列目のとおり、

13億2,300万円余の増額を計上しております。内訳としては、通常分として、国庫内示による事業費の確定に伴う財源更正、国補正分として13億2,300万円余の増額を計上しております。これは、益城中央被災市街地復興土地地区画整理に伴う建築物等の移転補償、道路工事などに要する経費でございます。

次に、最下段、街路整備事業費でございますが、表左から4列目のとおり、11億3,600万円余の増額を計上しております。内訳としては、通常分として、国庫内示による事業費の確定に伴い2億8,200万円余の減額、国補正分として14億1,800万円余の増額を計上しております。これは、都市計画道路益城中央線など街路の整備に要する経費でございます。

15ページをお願いします。

上から2段目の都市公園整備事業費でございますが、表左から4列目のとおり、2,700万円余の減額を計上しております。内訳としては、通常分として、国庫内示による事業費の確定に伴い3,800万円余の減額、国補正分として1,000万円余の増額を計上しております。これは、広域防災拠点である県民総合運動公園におけるのり面崩壊対策に要する経費でございます。

以上、都市計画課の補正といたしまして、表左から4列目、最下段のとおり、24億3,400万円余の増額となります。この結果、都市計画課の補正後の予算総額は、表左から5列目、最下段のとおり、95億5,000万円余となります。

また、今回、債務負担行為の設定をお願いしております。

15ページをお願いします。

上から2段目の都市公園整備事業費の表右側説明欄でございますが、鞠智城のPR活動に係る債務負担行為の設定をお願いしております。

都市計画課からは以上でございます。

よろしく申し上げます。

○渡辺下水環境課長 下水環境課でございます。

下水環境課は、一般会計と流域下水道事業特別会計に分かれておりますので、まず、一般会計から、今回の補正予算に計上しております予算のうち、主なものについて御説明いたします。

17ページをお願いいたします。

上から2段目の団体営農業集落排水事業費及び上から6段目の漁業集落環境整備事業費でございますが、表左から4列目のとおり、それぞれ1億100万円余の減及び2,100万円余の減となっております。

これは、いずれも、表右側説明欄のとおり、国庫内示による事業費の確定に伴うものでございます。

以上、下水環境課の一般会計での補正といたしまして、18ページ、表左から4列目、最下段のとおり、1億2,800万円余の減となります。この結果、下水環境課の補正後の予算総額は、表左から5列目の最下段のとおり、9億6,800万円余となります。

続きまして、流域下水道事業特別会計について御説明いたします。

19ページをお願いいたします。

下から4段目の熊本北部流域下水道建設費でございますが、表左から4列目のとおり、1,200万円余の増となっております。内訳としまして、表右側説明欄のとおり、通常分として、国庫内示による事業費の確定に伴い8,500万円余の減、国補正分として、幹線管渠の耐震対策について9,800万円の増となっております。

20ページをお願いいたします。

上から2段目の球磨川上流流域下水道建設費でございますが、表左から4列目のとおり、2億2,400万円余の減となっております。これは、表右側説明欄のとおり、国庫内

示による事業費の確定に伴うものでございます。

次に、下から5段目の八代北部流域下水道建設費でございますが、表左から4列目のとおり、2,700万円余の増となっております。内訳としまして、表右側説明欄のとおり、通常分として、国庫内示による事業費の確定に伴い200万円余の減、国補正分として、幹線管渠の耐震対策について3,000万円の増となっております。

以上、流域下水道事業特別会計での補正といたしまして、21ページ、表左から4列目、最下段のとおり、1億9,100万円余の減となります。

この結果、流域下水道事業特別会計の補正後の予算総額は、表左から5列目の最下段のとおり、30億7,400万円余となります。

下水環境課からは以上でございます。

よろしくお願いたします。

○竹田河川課長 河川課でございます。

今回の補正予算に計上しております予算のうち、主なものについて御説明いたします。

資料23ページをお願いします。

4段目の国直轄事業負担金でございますが、表左から4列目、補正額に記載のとおり、3億円余の増となっております。

右側の説明欄をごらんください。

内訳としましては、通常分として、国の事業費確定に伴い1,500万円余の減、国補正分として、白川ほか3カ所について3億1,600万円の増となっております。

次に、下から2段目の河川改修事業費で6億6,500万円余の増となっております。

右側の説明欄をごらんください。

内訳としまして、通常分として、国庫内示による事業費の確定に伴う7億9,600万円余の減、国補正分として14億6,200万円の増となります。

国補正分につきましては、川辺川ほか30カ

所の河川内の土砂掘削や樹木伐採を行うほか、水位計や河川監視カメラの設置も行うこととしております。

次に、最下段の都市基盤河川改修費で800万円余の減となっております。これは、事業主体である熊本市が、地震の影響に伴い、事業を一時停止することになったため、県からの補助金を減額するものです。

資料24ページをお願いします。

1段目の堰堤改良費で1億5,700万円余の減となっております。

内訳としましては、通常分として、国庫内示による事業費の確定に伴う3億1,800万円余の減、国補正分として1億6,000万円余の増となっております。

国補正分につきましては、氷川ダムの子備発電の機器更新のほか、土木部が管理する5つのダムにおける浸水想定図の作成等を行うものです。

2段目の河川等災害関連事業費で5,200万円余の増となっております。これは、国庫内示に伴う事業費の増額です。

次に、4段目の単県河川等災害関連事業費で1,000万円の増となっております。これは、県が代行して災害復旧事業を進めております南阿蘇村の村道喜多・垂玉線に関しまして、村の意向を受け、受託事業費を増額するものです。

次に、6段目の海岸高潮対策事業費で3,400万円余の増となっております。

内訳としましては、通常分として、国庫内示による事業費の確定に伴い1,400万円の減、国補正分として、瀬高海岸について4,800万円余の増額となっております。

次に、下から2段目の海岸保全施設補修事業費で2,200万円余の減となっております。

内訳としましては、通常分として、国庫内示による事業費の確定に伴う4,300万円の減、国補正分として、明治新田海岸について2,000万円余の増となっております。

資料25ページをお願いします。

3段目の直轄災害復旧事業負担金で29億9,000万円余の増となっております。

内訳としましては、通常分として、国の事業費確定に伴う1億1,000万円余の減、国補正分として、国道57号北側ルートほか2カ所について31億100万円の増となっております。

次に、4段目の過年発生国庫補助災害復旧費で12億9,900万円余の減となっております。これは、国から、平成28年発生災害復旧事業について、4年目の施行を認めていただくことになり、その分を減額するものです。

以上、河川課の補正といたしましては、表左から4列目、最下段のとおり、21億2,500万円余の増となります。

この結果、河川課の補正後の予算総額は344億9,700万円余となります。

河川課からは以上でございます。

よろしく願いいたします。

○松永港湾課長 港湾課でございます。

27ページをお願いいたします。

港湾課には、一般会計と2つの特別会計がございます。

まず、一般会計に計上しております補正予算のうち、主なものを御説明いたします。

下から2段目の海岸高潮対策事業費でございますが、表左から4列目のとおり、2億8,500万円余の増となっております。

表右側説明欄をごらんください。

通常分としまして、国庫内示による事業費の確定に伴い1億3,400万円余の減、国補正分としまして4億1,900万円余の増となっております。国補正分につきましては、百貫港海岸ほか4海岸の補修等を行うものでございます。

次に、最下段の国直轄事業負担金でございますが、表左から4列目のとおり、7億4,300万円余の増となっております。

表右側説明欄をごらんください。

通常分としまして、国事業費確定に伴う8億6,100万円余の減、国補正分としまして16億400万円余の増となっております。国補正分につきましては、八代港における国施行分の県負担金でございます。

28ページをお願いいたします。

2段目の港湾補修事業費でございますが、表左から4列目のとおり、6,800万円余の増となっております。

表右側説明欄をごらんください。

通常分としまして、国庫内示に伴い500万円余の増、国補正分としまして6,300万円余の増となっております。国補正分につきましては、熊本港ほか1港において耐震対策のための調査を行うものでございます。

以上、港湾課の一般会計の補正といたしまして、表左から4列目の最下段のとおり、8億9,500万円余の増となります。

この結果、港湾課の補正後の予算総額は、表左から5列目の最下段のとおり、84億5,400万円余となります。

29ページをお願いいたします。

続きまして、港湾整備事業特別会計に計上しております補正予算のうち、主なものについて御説明いたします。

まず、2段目の施設管理費でございますが、表左から4列目のとおり、6,500万円余の減となっております。

表右側説明欄をごらんください。

職員給与費、施設管理諸費（經常分）及びクルーズ船寄港対策事業の減でございます。

次に、下から3段目の公債費でございますが、表左から4列目のとおり、1,800万円余の減となっております。これは、利率確定に伴う起債償還利子の減でございます。

以上、港湾整備事業特別会計の補正といたしまして、表左から4列目の最下段のとおり、8,400万円余の減となります。

この結果、補正後の予算総額は、表左から

5列目の最下段のとおり、40億6,500万円余となります。

次に、30ページをお願いいたします。

続きまして、臨海工業用地造成事業特別会計に計上しております補正予算を御説明いたします。

2段目の漁業振興費でございます。

予算額に変更はございませんが、財源更正を行っております。

この予算の財源につきましては、財源内訳のその他の中に基金と運用利息の2つの財源がございます、その2つの財源の更正となります。その他の中の財源更正であるため、表記のルールにより、財源の記載はありません。

続きまして、29ページにお戻りください。

今回、港湾整備事業特別会計におきまして債務負担行為の設定をお願いしております。

2段目の施設管理費の表右側説明欄をごらんください。

平成31年度の港湾管理事務所の庁舎等の管理業務に係る債務負担行為の設定について、1,300万円余の増額をお願いしております。

港湾課からは以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○中山砂防課長 砂防課でございます。

今回の補正予算に計上しております予算のうち、主なものについて御説明いたします。

31ページをお願いいたします。

下から3段目の通常砂防事業費でございますが、表左から4列目の補正額のとおり、6,800万円余を減額しております。

内訳としては、表右側説明欄をごらんください。

通常分としまして、国庫内示による事業費確定に伴い1億5,900万円余の減額、国補正分としまして9,100万円余の増額でございます。これは、芦北町の村木川ほか2カ所において土砂災害工事のための砂防堰堤等の整備

に要する経費でございます。

次に、最下段の急傾斜地崩壊対策事業費で4億700万円余の増額を計上しております。

内訳といたしましては、通常分といたしまして、国庫内示による事業費の確定に伴い3億3,800万円余の減額、国補正分といたしまして7億4,600万円余の増額を計上しております。これは、御船町の小坂その2地区ほか10カ所において、崖崩れ災害防止のための擁壁工などの整備に要する経費でございます。

次、32ページをお願いいたします。

上から3段目の国直轄事業負担金で1億4,700万円余を減額しております。

内訳といたしましては、通常分としまして、国事業費確定に伴い2億7,000万円余の減額、国補正分としまして、川辺川流域及び阿蘇地域において1億2,300万円余の増額でございます。

次に、5段目の災害関連緊急地すべり対策事業費、その下、6段目の災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業費、7段目の災害関連緊急砂防事業費で、3事業分を合わせまして39億8,000万円余を減額しております。

これらは、平成28年度予算において計上しておりました事業のうち、平成29年度中に工事の契約ができないものについては、県予算上事故繰越ができないことから、平成30年度予算としてつけかえたものですが、29年度内契約に向け最大限努力いたしました結果、見込み以上に契約できたためなどの理由で事業費が確定したために、減額をするものでございます。

次に、最下段の火山砂防事業費で5億200万円余の増額を計上しております。通常分といたしまして、国庫内示による事業費の確定に伴う3億2,200万円余の減額、国補正分としまして8億2,500万円余の増額でございます。これは、阿蘇市の坂梨地区ほか7カ所において砂防施設整備に要する経費でございます。

次、33ページをお願いいたします。

最上段の土砂災害警戒避難対策事業費で1億7,100万円余の増額を計上しております。

内訳の通常分としまして、国庫内示による事業費の確定に伴う3,200万円余の減額、国補正分としまして2億300万円余の増額でございます。これは、土砂災害に対する危険区域の指定に要する経費でございます。

次に、2段目の市町村負担金返納金で2,600万円余を計上しております。これは、平成28年度事業費が確定したことに伴い、既に徴収していた市町村負担金を返納するものでございます。

次に、3段目の砂防設備等緊急改築事業費で3億4,600万円余を増額しております。国補正分としまして、菊池川圏域ほか3圏域において、施設の砂防設備を有効活用して、土砂災害からの安全性を向上させるための緊急改築に要する経費でございます。

以上、砂防課の補正といたしまして、表左から4列目、最下段のとおり、26億4,300万円余の減額となります。

この結果、砂防課の補正後の予算総額は、表左から5列目、最下段のとおり、134億8,900万円余となります。

砂防課からは以上でございます。

○松野建築課長 建築課でございます。

今回の補正予算に計上しております予算のうち、主なものについて御説明いたします。

35ページをお願いします。

6段目の建築基準行政費でございますが、表左から4列目のとおり、2億2,500万円余の減額となっております。これは、主に住宅耐震化支援事業の減額であり、事業費確定に伴うものでございます。

次に、8段目のがけ地近接等危険住宅移転事業費でございますが、表左から4列目のとおり、1,400万円余の減額となっております。これも事業費確定に伴うものでござい

す。

以上、建築課の補正といたしまして、表左から4列目、最下段のとおり、2億3,800万円余の減額となります。

この結果、建築課の補正後の予算額は、表左から5列目の最下段のとおり、5億7,300万円余となります。

建築課は以上でございます。

よろしく申し上げます。

○重松営繕課長 営繕課でございます。

今回の補正予算に計上しております予算のうち、主なものについて御説明いたします。

資料の36ページをお願いいたします。

3段目の営繕管理費でございますが、表左から4列目のとおり、5,000万円の減額となっております。これは、事業費確定及び財源更正に伴うものでございます。

以上、営繕課の補正につきまして、表左から4列目、最下段のとおり、3,900万円余の減額となっております。

この結果、営繕課の補正後の予算総額は、表左から5列目の最下段のとおり、6億500万円余となります。

営繕課からは以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○小路永住宅課長 住宅課でございます。

今回の補正予算に計上しております予算のうち、主なものについて御説明いたします。

37ページをお願いします。

下から3段目の公営住宅ストック総合改善事業費でございますが、表左から4列目のとおり、3億9,300万円余の減となっております。これは、国庫内示による事業費確定に伴う減でございます。

次に、最下段の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費でございますが、表左から4列目のとおり、5,400万円の減となっております。これは、事業費確定に伴う減でござい

す。

38ページをお願いします。

上から3段目の災害公営住宅整備事業費でございますが、表左から4列目のとおり、26億円の減となっております。これは、災害公営住宅の整備方式が決定していなかった市町村の団地で、民間買い取りによる整備方式が確定し、県が受託する必要がなくなったことに伴う減でございます。

以上、住宅課の補正といたしまして、表左から4列目、最下段のとおり、30億6,100万円余の減となります。

この結果、住宅課の補正後の予算総額は、表左から5列目の最下段のとおり、19億2,400万円余となります。

住宅課からは以上でございます。

よろしくをお願いします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

39ページをお願いいたします。

平成30年度繰越明許費でございます。

繰越明許費については、表左から3列目の既設定金額最下段のとおり、これまで593億4,600万円の承認をいただいております。今回、表左から4列目の追加設定金額として、1の一般会計として142億800万円余、4の流域下水道事業特別会計として1億2,800万円、一般会計及び特別会計合わせて143億3,600万円余の設定をお願いしております。

追加後の繰越設定額は736億8,200万円余となります。

なお、昨年度の設定額は813億5,800万円余であり、昨年度より7億6,700万円余の減となっております。

繰り越しにつきましては、事業の進捗管理と効率的な執行を図るとともに、適正工期の確保等、適切に運用してまいります。

監理課からは以上でございます。

○坂井都市計画課長 都市計画課でございま

す。

41ページをお願いします。

第22号議案、平成30年度都市計画事業の経費に対する町負担金についてでございますが、被災市街地復興推進地域内で実施する街路整備事業について、事業に要する経費のうち、町が負担すべき金額を地方財政法に基づき定めるものでございます。

これは、国の2次補正予算に盛り込まれました被災市街地復興推進地域内の財政支援措置の状況を踏まえたもので、町に対しては事前に事業計画の明細を十分説明し、負担金に係る同意を得ております。

都市計画課の説明は以上でございます。

よろしくをお願いします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

43ページをお願いいたします。

議案第27号、工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、平成29年9月定例会において議決された工事請負契約について、工期及び契約金額の変更を行うものでございます。

内容につきましては、44ページの概要により説明させていただきます。

工事名は、八代不知火線(横江大橋)28年発生橋梁災害復旧(過年)工事。工事内容は、橋梁復旧工。工事場所は、八代市鏡町宝出地内。請負契約締結日は、平成29年9月7日。請負業者は、土井・江川復旧・復興建設工事共同企業体。

変更契約工期について、平成31年3月22日までを平成31年7月31日までに変更するものです。

変更契約金額については、6億2,316万円を6億4,681万2,593円に変更するもので、2,365万2,593円の増額となります。

工期の変更理由としましては、仮設用鋼材や技術者の確保に時間を要したことなどに伴う工期の延長を行うものです。

金額の変更理由としましては、既設橋脚の撤去工法の変更に伴う増額を行うものでございます。

次に、45ページをお願いいたします。

議案第28号、工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、平成29年11月定例会において議決された工事請負契約について、契約金額の変更を行うものでございます。

内容につきましては、46ページの概要により説明させていただきます。

工事名は、高野台災害関連緊急地すべり対策(土工)工事。工事内容は、掘削工、盛土工及びのり面整形工。工事場所は、阿蘇郡南阿蘇村河陽地内。請負契約締結日は、平成29年11月2日。請負業者は、藤本・杉本・熊阿復旧・復興建設工事共同企業体。契約工期は、平成31年3月22日まで。

変更契約金額については、6億2,404万2,396円を8億31万9,836円に変更するもので、1億7,627万7,440円の増額となります。

金額の変更理由につきましては、掘削土砂の現場内積み込み、運搬の追加及び掘削土砂の搬出先の変更に伴う増額を行うものです。

続きまして、47ページをお願いいたします。

議案第29号、工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、平成29年11月定例会において議決された工事請負契約について、契約金額の変更を行うものでございます。

内容につきましては、48ページの概要により説明させていただきます。

工事名は、宇土川28年災害関連緊急砂防(堰堤工)工事。工事内容は、砂防堰堤工。工事場所は、阿蘇市狩尾地内。請負契約締結日は、平成29年11月9日。請負業者は、池田・熊阿・肥後復旧・復興建設工事共同企業体。契約工期は、平成31年3月22日まで。

変更契約金額については、6億6,036万

1,429円を6億6,530万5,426円に変更するもので、494万3,997円の増額となります。

金額の変更理由としましては、掘削土砂に混入していた転石破碎の増工に伴う増額を行うものです。

続きまして、49ページをお願いいたします。

議案第30号、工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、平成29年11月定例会において議決された工事請負契約について、契約金額の変更を行うものでございます。

内容につきましては、50ページの概要により説明させていただきます。

工事名は、芝原川28年災害関連緊急砂防(堰堤工)工事。工事内容は、砂防堰堤工。工事場所は、阿蘇郡南阿蘇村中松地内。請負契約締結日は、平成29年11月9日。請負業者は、岩永・八十・昌南復旧・復興建設工事共同企業体。契約工期は、平成31年3月22日まで。

変更契約金額については、7億5,236万5,880円を8億3,281万5,530円に変更するもので、8,044万9,650円の増額となります。

金額の変更理由としましては、砂防ソイルセメントの材料となる掘削土砂の土質の相違に伴うセメント添加量増による製造費用の増額及び現場発生岩砕が不足し、購入材への変更に伴う製造費用の増額を行うものです。

続きまして、51ページをお願いいたします。

議案第31号、工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、平成29年11月定例会において議決された工事請負契約について、契約金額の変更を行うものでございます。

内容につきましては、52ページの概要により説明させていただきます。

工事名は、立野川1他28年災害関連緊急砂防(堰堤工)工事他合併。工事内容は、砂防堰

堤工。工事場所は、阿蘇郡南阿蘇村立野地内。請負契約締結日は、平成29年11月9日。請負業者は、味岡・藤本・熊阿復旧・復興建設工事共同企業体。契約工期は、平成31年3月22日まで。

変更契約金額については、8億1,078万4,411円を8億8,425万3,061円に変更するもので、7,346万8,650円の増額となります。

金額の変更理由としましては、砂防ソイルセメントの材料となる現場発生の岩砕が不足し、購入材への変更に伴う製造費用の増額及び掘削土砂の搬出先の変更に伴う増額を行うものでございます。

続きまして、53ページをお願いいたします。

議案第32号、工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、平成29年11月定例会において議決された工事請負契約について、契約金額の変更を行うものでございます。

内容につきましては、54ページの概要により説明させていただきます。

工事名は、三王谷川1他28年災害関連緊急砂防(堰堤工)工事他合併。工事内容は、砂防堰堤工。工事場所は、阿蘇郡南阿蘇村長野地内。請負契約締結日は、平成29年11月9日。請負業者は、三和・佐藤・速永復旧・復興建設工事共同企業体。契約工期は、平成31年3月22日まで。

変更契約金額については、9億1,455万3,938円を12億5,113万5,222円に変更するもので、3億3,658万1,284円の増額となります。

金額の変更理由としましては、砂防ソイルセメントの材料に関し、掘削土砂の土質の相違に伴うセメント添加量増による製造費用の増額及び現場発生の岩砕が不足し、購入材への変更に伴う製造費用の増額を行うものです。

続きまして、55ページをお願いいたしま

す。

議案第33号、工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、平成30年2月定例会において議決された工事請負契約について、契約金額の変更を行うものでございます。

内容につきましては、56ページの概要により説明させていただきます。

工事名は、中松川1地区28年災害関連緊急砂防(堰堤工)工事。工事内容は、砂防堰堤工。工事場所は、阿蘇郡南阿蘇村中松地内。請負契約締結日は、平成29年12月26日。請負業者は、森・熊阿復旧・復興建設工事共同企業体。契約工期は、平成31年3月22日まで。

変更契約金額については、5億4,403万5,315円を6億8,571万2,120円に変更するもので、1億4,167万6,805円の増額となります。

金額の変更理由としましては、砂防ソイルセメントの材料となる掘削土砂の土質の相違に伴うセメント添加量増による製造費用の増額及び掘削土砂の搬出先の変更に伴う増額を行うものでございます。

続きまして、57ページをお願いいたします。

議案第34号、工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、平成30年6月定例会において議決された工事請負契約について、契約金額等の変更を行うものでございます。

内容につきましては、58ページの概要により説明させていただきます。

工事名は、布田川28年発生砂防災害復旧(熊本地震・第7661号)工事。工事内容は、砂防堰堤工。工事場所は、阿蘇郡西原村布田地内。請負契約締結日は、平成30年3月29日。請負業者は、丸昭・青木・技建日本復旧・復興建設工事共同企業体。

変更契約工期について、平成31年3月22日までに平成32年3月23日までに変更するもの

です。

変更契約金額については、5億3,351万5,248円を5億8,835万9,376円に変更するもので、5,484万4,128円の増額となります。

工期の変更理由としましては、掘削土砂に混入していた転石破碎や基礎地盤改良の増工等に伴う工期の延長を行うものです。

金額の変更理由としましては、掘削土砂に混入していた転石破碎の増工に伴う増額及び土質の相違による基礎地盤改良の増工に伴う増額を行うものです。

続きまして、59ページをお願いいたします。

議案第35号、工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、平成29年度に着手した工事について、契約金額の変更に伴い、議会の議決に付すべき契約となることから、議案提出を行うもので、内容につきましては、60ページの概要により説明させていただきます。

工事名は、的石川1他28年災害関連緊急砂防(堰堤工)工事他合併。工事内容は、砂防堰堤工。工事場所は、阿蘇市的石他地内。請負契約締結日は、平成29年11月9日。請負業者は、藤本・長濱・早井復旧・復興建設工事共同企業体。契約工期は、平成31年3月22日まで。

変更契約金額については、4億9,899万7,920円を5億5,482万4,556円に変更するもので、5,582万6,636円の増額となります。

金額の変更理由としましては、砂防ソイルセメントの材料に関し、掘削土砂の土質の相違に伴うセメント添加量増による製造費用の増額及び現場発生の岩砕が不足し、購入材への変更に伴う製造費用の増額を行うものです。

続きまして、61ページをお願いいたします。

議案第36号、工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、平成29年度に着手した工事について、契約金額の変更に伴い、議会の議決に付すべき契約となることから、議案提出を行うものです。

内容につきましては、62ページの概要により説明させていただきます。

工事名は、水口川28年災害関連緊急砂防(堰堤工)工事。工事内容は、砂防堰堤工。工事場所は、阿蘇郡南阿蘇村中松地内。請負契約締結日は、平成29年12月26日。請負業者は、苓州・平田・前田復旧・復興建設工事共同企業体。契約工期は、平成31年3月22日まで。

変更契約金額については、4億6,398万9,525円を5億4,016万7,199円に変更するもので、7,617万7,674円の増額となります。

金額の変更理由としましては、砂防ソイルセメントの材料となる掘削土砂の土質の相違に伴うセメント添加量増による製造費用の増額を行うものでございます。

今回、砂防課分について、変更契約案件を9件御審議いただきますが、現契約から大幅な増額変更となっております。これらの工事は、災害関連事業であるため、砂防堰堤を設置する工事においては、工期短縮と工費の削減を図るため、ソイルセメントによる工法を採用しました。この工法は、建設材料となる土砂の状況において必要なセメント量が変動するため、結果的に大幅な設計変更になりました。この工法以外の工事を含め、当初設計段階で事前調査や設計書の精査をより慎重に行うべきだったと考えております。

今後は、このようなことがないように、当初段階で設計の妥当性を精査し発注してまいります。

監理課からは以上でございます。

○勝又道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及

び承認については、説明資料63ページの第39号議案から70ページの第42号議案までの4件でございます。

まず、資料の63ページの第39号議案でございますが、詳細は、右ページの概要にて説明いたします。

本件は、平成30年5月4日午後10時15分ごろ、菊池市七城町甲佐町におきまして、主要地方道植木インター菊池線を軽乗用自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに左前後輪が落下し、フロントサスペンション等を破損したものでございます。

運転者が前方を注視するなどして運転していれば事故を回避できた可能性があることを考慮しまして、被害額の8割に当たります10万6,859円を賠償しております。

次に、資料の65ページの第40号議案でございますが、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、平成30年7月3日午後8時30分ごろ、八代市東陽町南におきまして、主要地方道宮原五木線を軽乗用自動車で行進中、進行方向左側ののり面から落ちていた石に衝突し、フロントバンパー等を破損したものであります。

運転者が前方を注視するなどして運転していれば事故を回避できた可能性があることを考慮しまして、被害額の4割に当たります9万2,000円を賠償しております。

続きまして、資料の67ページの第41号議案でございますが、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、平成30年9月21日午前4時55分ごろ、上益城郡山都町仏原におきまして、一般県道仏原高森線を軽貨物自動車で行進中、進行方向左側の道路のり面から倒れてきた樹木が直撃し、フロントガラス等を破損したものであります。

本件は、直撃事案であり、運転者が事故を回避することは困難であることを考慮しまし

て、被害額の全額に当たる6万6,000円を賠償しております。

次に、資料の69ページの第42号議案でございますが、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、平成30年12月4日午前6時20分ごろ、宇城市松橋町萩尾におきまして、一般県道松橋インター線を普通乗用自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに落下し、右前輪を破損したものであります。

運転者が前方を注視するなどして運転していれば事故を回避できた可能性があることを考慮しまして、被害額の8割に当たります1万7,552円を賠償しております。

道路保全課の説明は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○竹田河川課長 河川課でございます。

資料71ページ、議案第43号、河川の管理瑕疵に関する専決処分報告及び承認について、右ページの概要にて説明いたします。

本件は、平成30年10月2日午後3時ごろ、熊本市北区植木町轟の1級河川菊池川水系神ノ木川の環状道路を小型貨物自動車で行進中、道路が陥没し、右後輪が落下し、自走での離脱が不可能となり、クレーンにより車両を引き揚げたものです。

走行中に突然道路が陥没したものであり、運転者が事故を回避することは困難であることを考慮して、被害額、これはクレーンで車両を引き揚げた際に要した費用になりますが、この全額となる2万8,080円を賠償しております。

河川課の説明は以上です。

よろしくをお願いいたします。

○松永港湾課長 港湾課でございます。

73ページをお願いいたします。

議案第44号の県が管理する臨港道路の管理瑕疵に関する専決処分報告及び承認について

てでございます。

詳細につきましては、右ページの概要にて御説明いたします。

本件は、平成30年6月20日午前11時ごろ、八代市新港町の八代港外港地区におきまして、普通貨物自動車企業が敷地内から臨港道路に出る際、路面に生じていた穴ぼこに前輪が落下し、バンパー等を破損したものでございます。

事故当時、穴ぼこに雨水がたまってはいたものの、昼間の時間帯で視界もよかったことから、運転者が前方を注視するなど一般的な注意をもって運転していれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、被害額の8割に当たる13万7,194円を賠償しております。

港湾課からの説明は以上でございます。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。――ありませんか。

○山本伸裕委員 14ページの土地区画整理事業費に関連してお尋ねしたいんですけれども、1月28日に土地区画整理審議会の第1回目が行われていますが、定員が10人に対して7人、これは、欠員のまま進めていかれるのですか。

○坂井都市計画課長 選挙を当初行って立候補される方が少なかった、立候補される方がもうそれ以上発生しなかったということで、規定上、過半数以上の人数が確保できておりますので、このままやらせていただきたいと思っております。

○山本伸裕委員 これは、法定では10人以上となっていると思いますけれども、ルール上

問題はないのですか。

○坂井都市計画課長 この場合、区画整理の規模で人数が決まっております。50ヘクタール以下の場合、審議会の委員は10名で抑えなさいと。そのうち学識の方が2名、それ以外が8名ということで、そのうち地権者が7名、あと1名が借地権者等が入る予定になっておりますけれども、そのうち、借地権者はもう立候補がなかったと。再選挙をやりましたけれども、立候補がなかったということで欠員になっております。その他についても立候補が少なかったということで、このまま審議会としては成り立つということで進めております。

○山本伸裕委員 私が心配しているのは、もともと審議会というのは、地権者の意見を事業に反映させるというのが目的であるわけですよ。ところが、立候補がそもそもなかったと。そして、傍聴者もゼロだったんですよ。というようなことをネットで見たんですけれども、ということは、どれだけ地権者、土地所有者にこの審議会のことが周知されているのかということについて非常に心配をしているんですけれども、そこはいかがでしょうか。

○坂井都市計画課長 審議会の設定につきまして、立候補してくださいということで随分周知をやりました。審議会の意味、地権者様の権利の行使といいますか、権利をちゃんと主張していただく場となるということも、たびたび説明会等や配布資料等で説明した上での結果だったと思います。

以上です。

○山本伸裕委員 私は、ちょっとこのまま審議会が進行するのはどうかなというふうに思っているんですよ。だから、やっぱり住民

への周知であるとか、あるいは審議会がやっぱりそういうルールどおりに、ちゃんと10人になるような方向で引き続き募集するとか、そういうことを考える必要があるんじゃないかなというふうに思っているんです。

その下に街路整備事業費の項目もありますけれども、「ましきラボ」という熊本大学の学生さんたちを中心に、益城の開発の問題について提言を出していますよね。あれを読んだら、なかなかいいこと書いてあるなというふうに思ったんですけども、12の提言というのがあって、1つは——ちょっと全体は省略しますが、わかりやすい情報公開ということで、だから、周知徹底についても、県のほうで「区画整理だより」というのを出版されていますけれども、これがどれくらい住民に周知されているのか、配付されているのか、それともネットだけなのか、そういうのもお尋ねしたいですし、やっぱり知らせていく努力ですよ。

それから、2つ目に、検討・整備のプロセスを住民と共有するということが強調されています。だから、やっぱり益城中心部の開発だから、もちろん地権者、土地所有者の方々が中心なだけけれども、中心部の再開発だから、やっぱり益城住民全体にかかわる問題だと思うんですよ。だから、大多数の町民にとって、ここがどういうふうになっていくのかというのは、当然やっぱりそのプロセス、検討段階のプロセスであるとか、整備状況であるとか、それは益城町民全体と共有していく必要があるんじゃないかなというふうに…

それから、3つ目に、住民組織との連携というのも強調されているんですね。これは、例えばまちづくり協議会なんかもありますけれども、そういったまちづくり協議会との連携がどういうふうになっているのかというところも問題提起になるんですけども、こういった問題提起なんかも十分踏まえ

て、やっぱり本当に住民参加のまちづくりを進めていく必要があるんだろうなというふうに思いますけれども、どうですか。

○坂井都市計画課長 区画整理の場合は、地権者、借地権者の皆様と意思が同じ方向を向いてないと、なかなかいいまちづくりもできませんし、納得いただけない、ひいては事業が進まないという状況になりますので、そこは丁寧にやっていく予定にしております。

「区画整理だより」等も、ネットでもやりますし、地権者の皆様に配付もやっております。また、まちづくり協議会等につきましては、複数の協議会がございますけれども、そこについても、一つ一つ協議会をお訪ねして皆さんとお話をしていく。また、地権者の方々、ほかの方々がいると、なかなか御相談できない点もございますので、個別に訪問して、どういうお考えをお持ちなのか、その辺の意見を聞きながら事業を進めていっております。

以上です。

○山本伸裕委員 やっぱり審議会が形骸化しないようにしていただきたいなというふうに——あしたが2回目でしょう。だから、やっぱり傍聴者がゼロとかというのは、ちょっと私にしてみれば、えっという信じられないというふうな思いもあつたんですけども、だから、本当に住民の皆さんにとっては、特に地権者は切実な問題ですからね。だから、やっぱり本当に開かれた審議会で、そういうような方向に努力していただきたいなというふうに思います。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○井手順雄委員 今年度は、砂防堰堤、10何カ所完了するとありますけれども、来年度は、直轄も含めて、そういった砂防をつくる

予定というのはあるんですか。

○中山砂防課長 今年度3月いっぱいです。完了いたします災害関連緊急事業の事故繰越等でやっておりましたところがございます。来年度につきまして、まだ確定したところではございませんが、激特事業とか直轄の砂防事業でもやっておりますので、継続してやっておられるような箇所もございます。完成するような箇所、それについては、まだ確定したものではありません。

○井手順雄委員 これのやつはもう今年度全て工期が3月末になっていますね。これはまだ工期、期間が延びるやつもあるんですか。今回、3月末に終わってしまうという認識でよかったですか。

○中山砂防課長 今回、9本提案しておりますうちの1本、布田川を除き、全部3月いっぱいの工期になっております。これにつきましては、当然予算的にも現場的にも完了いたします。

○井手順雄委員 じゃあ、来年度に向けて、まだ工事、砂防堰堤のいわゆる工事というのは継続してまだできるという認識でよかったですか、最終的には。大体どのくらいできるんですか、何カ所くらい新年度は予定している……。予算要望しとるけん、わかってでしょ。

○永松河川港湾局長 河川港湾局長の永松でございます。

委員御指摘の来年度の施工箇所でございますが、具体的な箇所については、予算がついておりますので、今後、今年度終わらなかったところ、今着工しているところもありますし、来年度着工するところもあります。箇所数については、現状、細かくお答えすること

はできませんけれども、全体で砂防堰堤、災害関連緊急事業で26カ所やっております、来年度については、まだ10カ所いかないと思いますけれども、数カ所程度ありますので、そういったところをやっていくことになるかと思っております。

○井手順雄委員 そういところで、ぴしゃっとつくっていただきたいなと思っておりますけれども、今回、砂防堰堤をつくる際に、土質検査やら地質調査やら、この土量をこの砂防でとめましょうというようなことで設計されたというふうに思います。ですから、これが今年度末に完成した土砂で、現行の震災で流れ出した土砂、どのくらいの量がとまるのか、パーセントか何かわかれば教えていただきたい。

○中山砂防課長 済みません、ちょっと個別の箇所の土砂量等について、手持ち資料持ってきておりませんでしたので、これは後ほど御説明させていただきたいと思っております。

○井手順雄委員 やっぱり設計するとき、これだけの土量をこの堰堤でとめましょうということが基本でつくっていくわけだから、計画的には、これが完成すれば、今年度末にはこのくらいの量がとまりますよというやつば、やはり皆さんにお示しすることが大事だろうと思うとですよ。そして、まだまだ足りぬならば、今おっしゃったように、追加して砂防でとめていって、白川等河川に土砂が流出しないような体制をとってもらわないと、未来永劫、下流は掘り上げないといかぬとですよ。そういった事態になりますので、ぜひともそこら辺は考えて設計をして土砂が流出しないような体制をとってください。

じゃあ、資料ができましたら、後ほどいただきたいと思っております。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第4号から第6号まで、第11号、第22号、第27号から第36号まで及び第39号から第44号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」「委員長」と呼ぶ者あり)

○増永慎一郎委員長 どの議案に反対ですか。

○山本伸裕委員 第1号議案については、挙手をお願いします。

○増永慎一郎委員長 それでは、一括採決に反対の表明がありました議案第1号について、挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○増永慎一郎委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、残りの議案、第4号外20件について採決いたします。

原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○増永慎一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号外20件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、その他に入りますが、今定例会においては、3月に後議分の委員会がございますので、本日は、急を要する案件のみの質疑をお願いいたしたいと思っております。

何か質疑はありませんか。

○城下広作委員 今年度の予算だから、ちょ

っと確認しておきたいと思っております。

報告事項でも、例えば道路の陥没でバンパー破損ということがありますので、過日、国交省が道路空洞調査をやって、それで、かなり空洞の調査に差があったというような報道があり、それで、多分30年度の予算でほかの県でもやったと思うんですけども。

一般論として、よく建築で問題があれば、ある業者がやると、系列と同じようなことで失敗があるんじゃないかということで調査がある。例えば、あるところの建物なんかも全部調査がある。耐震の材にしても、じゃあ、そのデータがどうだといった調査をする。空洞調査なんかも、ある業者がやったら、例えば、ここは大丈夫だろうか、大抵一般の人はそう思うと思うんですよ。そういうのは、今回は、熊本の場合はあんまりその反応がちょっとなかったような感じで、どちらかということ、空洞は、私の経験から、国道よりも県道のほうが地下埋設物が多く入る可能性があるから、空洞になる確率も高いんじゃないかと思うから、国道がすると、逆に町村道というか、県道のほうが、そういうことを心配するところがあってもおかしくないんじゃないかと思うんですけども、いわゆる空洞調査のことにに関してどういう認識か、そこをちょっと確認しておきたいと思っております。

○勝又道路保全課長 私どもが2016年に行いました調査についてお答えするという観点でよろしゅうございますか。

報道にございました国土交通省熊本河川国道事務所の2016年に発注しました路面下空洞調査でございますが、これで粗雑業務として判明しましたものにつきましては、公表資料などによりますと、空洞を特定する過程の1次調査におきまして検出した異常信号箇所を全てを報告するのではなくて、独自に絞り込みを行って報告したということが業務の特記仕様書に定められた契約条項を満たさなかつ

たということで、過失による粗雑業務に当たるといふふうに認められたものといふふうに理解しております。

ただ、一方、私ども県が2017年に発注しました業務につきましては、1次調査におきまして検出した異常信号箇所を全てを報告させて、それらについて2次調査などを実施して、空洞の箇所を特定したというものでございます。

以上のことから、現時点におきましては、県が実施しました調査が不適切であったとするには当たらないといふふうに考えております。

ただし、国において、くだんの業務に関連しまして再調査が行われておりますので、その情報をもとに精査しまして、再調査の必要性を含めた判断をすることになるかと考えております。

以上でございます。

○城下広作委員　そういう結果を踏まえて、何らかの問題があれば、また即対応していくということが、しっかり対応を考えとくべきじゃないかといふふうなことをあわせてお願いしておきます。

以上です。

○増永慎一郎委員長　ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長　なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が3件提出されておりますので、参考としてお手元に資料を配付しております。

これをもちまして第6回建設常任委員会を閉会いたします。

午前11時16分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長